

4. 1. 3 「年月日」欄

表 4. 1. 3-1 年月日設定の具体例

(参考年月日) ・作成年月日(西暦) : 1999年10月1日

項目名	設定値	桁数	文字種類	属性	備考
作成年月日	19991001 ※	8	数字	C	西暦年4桁

※1桁の月、日の場合は必ず前に“0”を付加して、2桁にする。

4. 1. 4 「金額」欄

表 4. 1. 4-1 金額設定の具体例

(参考金額) ・各種金額1 : 2,500円

項目名	設定値	桁数	文字種類	属性	備考
各種金額1	0000002500 ※	11	数字	C	金額を右詰めに設定 ※

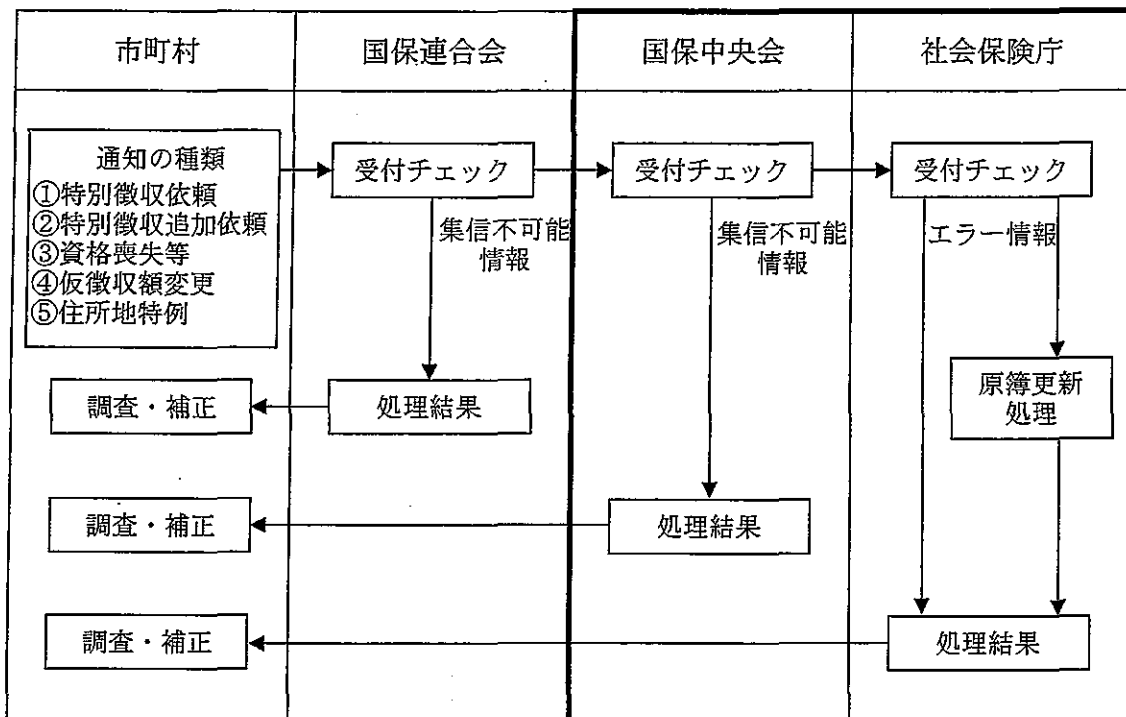
※金額桁数が11桁に満たない場合は、必ず前に“0”を付加して、11桁になるようにする。単位は、1円とする。

4. 2 エラーの取り扱いについて

各市町村からの通知について、媒体不良等読み込み不能の場合や項目設定内容不良の場合には、当該通知による処理を行うことができないため、そのまま媒体（通知）を返戻することとなります。

また、こうした場合には適正な補正をした上で、改めて通知をしていただくこととなりますが、特別徴収依頼の通知において事故が生じた場合は、当該年度中の特別徴収が行えず普通徴収により対応することもあり得るので注意が必要です。

図4. 2-1 各機関におけるエラーの取り扱い



(1) 受付チェック

国保中央会から回付された情報について、社会保険庁にて受付チェックを行い、エラーとなる情報が収録されていた場合、返戻することとなります。

エラーとなる情報のケースは、以下に示す通りです。

- ①媒体不良（物理的な不良）
- ②ハード仕様不良
（記録密度、トラック数の相違）
- ③ソフト仕様不良
 - ・ラベル不良
 - ・市町村コード相違
 - ・ファイル構成不良
 - ・ブロック長不良
 - ・レコード長不良
 - ・規定外文字使用、等

(2) 原簿更新処理

原簿の更新時に、単項目チェック（実在日チェック、属性チェック等）、社会保険庁が保有する原簿との突合等を実施します。

このチェックの結果によっては、市町村から依頼があった通りに変更ができないことがあります。この場合は、市町村から依頼があったデータに対して、処理結果区分に処理結果コードを付与し、返戻となります。（処理可能データに対しても、コード「00」を付与します。）

処理が不可能となるケースは、以下の通りです。

- ①1レコード内単項目チェック
 - ・数字項目におけるニューメリック不良
 - ・日付項目における実在日不良
 - ・コード・区分における存在不良
- ②1レコード内項目関連チェック
 - ・通知内容コードと各種区分、各種金額の関連不良
- ③レコード間関連チェック
 - ・ヘッダレコード・データレコード・トレイラレコード関連不良
- ④原簿更新時のレコード関連チェック
 - ・原簿との不突合（情報の不突合も含まれる）
 - ・「資格喪失等の通知」発生後の異動情報（仮徴収額変更通知等）
 - ・「特別徴収中止」発生後の異動情報（仮徴収額変更通知等）

第5 文字コード規定

5. 1 文字コード規定

①本仕様書で規定する文字コード規定は、表5. 1-1の通りです。

表5. 1-1 文字コード規定

項番	項目	内容	JIS規格
1	1バイト文字	1バイト文字はJIS8単位符号を使用し、使用可能文字は表5. 1-2のとおりである。なお、表中の空欄の箇所は使用不可とする。	JIS X 0201_1976
2	2バイト文字	2バイト文字はJISコード（JIS第一水準、JIS第二水準）を使用し、使用可能文字は表5. 1-3のとおりである。	JIS X 0208_1983

表5. 1-2 JIS8单位符号

$2^8 \sim 2^0$ / $2^7 \sim 2^4$	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0			SP	0	@	P						ー (長音)	タ	ミ		
1				1	A	Q						ア	チ	ム		
2				2	B	R						イ	ツ	メ		
3			#	3	C	S						ウ	テ	モ		
4			\$	4	D	T						エ	ト	ヤ		
5				5	E	U						オ	ナ	ユ		
6			&	6	F	V					ヲ	カ	ニ	ヨ		
7				7	G	W						キ	ヌ	ラ		
8			(8	H	X						ク	ネ	リ		
9)	9	I	Y						ケ	ノ	ル		
A			*		J	Z						コ	ハ	レ		
B			+		K							サ	ヒ	ロ		
C			.		L	¥						シ	フ	ワ		
D			-	=	M							ス	ヘ	ン		
E					N							セ	ホ	・ (濁点)		
F			/		O							ソ	マ	・ (半濁点)		

表5. 1-3 JISコード使用可能文字

項番	項目	内容	符号範囲	使用可否	使用不可符号
1	特殊文字	特殊な図形をもち区切りや印などに用いる文字			
1-1	間隔		1区 1点	全て使用可	無し
1-2	記述記号		1区 2点~37点	全て使用可	無し
1-3	括弧記号		1区38点~59点	全て使用可	無し
1-4	学術番号		1区60点~74点 2区26点~33点 2区42点~48点 2区60点~74点	一部使用不可	2区26点~33点 2区42点~48点 2区60点~74点
1-5	単位記号		1区75点~83点 2区82点~83点	一部使用不可	2区82点~83点
1-6	一般記号	1区84点~94点 2区 1点~14点 2区84点~89点 2区94点	一部使用不可	2区84点~89点 2区94点	
2	数字	0~9の10文字	3区16点~25点	全て使用可	無し
3	ローマ字	A B~Zの大文字及びa b~zの小文字	3区33点~58点 3区65点~90点	全て使用可	無し
4	平仮名	旧仮名を含めた五十音、濁音、半濁音、拗音、促音の文字	4区 1点~83点	全て使用可	無し
5	片仮名	旧仮名を含めた五十音、濁音、半濁音、拗音、促音の文字	5区 1点~86点	全て使用可	無し
6	ギリシア文字	A B~Ωの大文字及びα β~ωの小文字	6区 1点~24点 6区33点~56点	全て使用可	無し
7	ロシア文字	A B~Яの大文字及びa б~яの小文字	7区 1点~33点 7区49点~81点	全て使用可	無し
8	漢字	第一水準、第二水準の文字	16区 1点~ 47区51点 48区 1点~ 84区 4点	全て使用可	無し
9	罫線素辺	細線、太線、混在素線の文字	8区 1点~32点	全て使用不可	8区 1点~32点
10	その他領域	空き領域	上記以外	全て使用不可	空き領域は全て使用不可